



## 大崎市監査委員告示第2号

### 監査の結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項並びに第4項の規定に基づき、大崎市監査基準により監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

令和6年2月6日

大崎市監査委員 門脇 喜典

大崎市監査委員 伊藤 玲子

大崎市監査委員 只野 直悦



### 記

#### 第1 監査等の種類

定期監査及び定期監査に合わせて行う行政監査

#### 第2 監査の対象部署

(1) 松山総合支所、三本木総合支所、鹿島台総合支所、岩出山総合支所、鳴子総合支所、田尻総合支所

地域振興課、市民福祉課（会計課分室含む）

#### (2) 総務部

総務課、人財育成課、秘書広報課、財政課、税務課、納税課、防災安全課

#### (3) 会計管理者

会計課、検査課

#### (4) 市民協働推進部

政策課、行政管理課、まちづくり推進課、環境保全課、デジタル戦略課

#### (5) 議会

議会事務局

#### (6) 教育委員会（教育機関）

古川第一小学校、古川第二小学校、古川第三小学校、古川第四小学校、古川第五小学校、敷玉小学校、松山小学校、下伊場野小学校、三本木小学校、鹿島台

小学校、松山中学校、三本木中学校、鹿島台中学校、鹿島台第一幼稚園

(7) 選挙管理委員会

選挙管理委員会事務局、松山支局、三本木支局、鹿島台支局、岩出山支局、鳴子支局、田尻支局

(8) 固定資産評価審査委員会

固定資産評価審査委員会事務局

(9) 農業委員会

農業委員会事務局松山事務所、三本木事務所、鹿島台事務所、岩出山事務所、鳴子事務所、田尻事務所

### 第3 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行（定期監査）
- (2) 経営に係る事業の管理（定期監査）
- (3) 行政に関する事務の執行（行政監査）

### 第4 監査の主な実施内容

令和4年度及び令和5年度の財務及び経営管理並びに一般事務に関する書類及び諸帳簿を対象に、必要に応じて担当者の説明を聴取する等により、大崎市における事務事業の執行全般が法令等に従って適正に行われているかという観点はもとより、経済性、効率性、有効性、公平性の観点にも留意して試査による監査を実施した。

### 第5 監査の実施期間

令和5年9月19日（火）から同年12月6日（水）まで

期日等の詳細については、別紙「定期監査報告書（監査対象部局ごと）」のとおり

### 第6 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、並びに一般事務の執行状況については、おおむね適正に事務処理されていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、各所属長等に別途通知し補完等を求めたほか、一部改善または検討を要望した主な事項については、別紙「定期監査報告書（監査対象部局ごと）」にその概要を記述したので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

## 別紙

### 定期監査報告書 (松山総合支所)

#### 1 監査の実施期間等

| 監査日程                       |    | 監査対象課等  | 摘要   |
|----------------------------|----|---|------|
| 令和5年<br>9月19日(火)<br>20日(水) | 2日 | 松山総合支所 地域振興課<br>(選挙管理委員会事務局松山支局、<br>農業委員会事務局松山事務所を含む) | 書類監査 |
| 10月2日(月)                   | 1日 | 松山総合支所 市民福祉課<br>(会計課分室を含む)                            | 書類監査 |

#### 2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めており、また、一部改善又は検討を要望した事項について以下に記述するので、適切に事務改善を図られたい。

なお、個別事項は全て監査実施時点のものであるため、各所属長通知後、対応・改善等が行われたものについても記述している。

#### 【個別事項】

##### (1) 地域振興課

自動販売機設置に係る3月分電気使用料において、請求通知及び納入通知書発送に係る起案の施行日が令和5年4月19日であり、同日付で調定書を起票していたが、歳入の会計年度を令和4年度で処理していた。使用料や手数料は、地方自治法施行令第142条第1項第2号に規定する随時の収入となり、歳入の会計年度は、納入通知書を発した日の属する年度となるので、令和5年度の調定で処理する必要があった。今後は同施行令にのっとり事務処理すること。

## 別紙

定期監査報告書  
(三本木総合支所)

## 1 監査の実施期間等

| 監査日程                        |    | 監査対象課等   | 摘要   |
|-----------------------------|----|--|------|
| 令和5年<br>10月11日(水)<br>12日(木) | 2日 | 三本木総合支所 地域振興課<br>(選挙管理委員会事務局三本木支局、農業委員会事務局三本木事務所を含む) | 書類監査 |
| 10月19日(木)                   | 1日 | 三本木総合支所 市民福祉課<br>(会計課分室を含む)                          | 書類監査 |

## 2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めており、また、一部改善又は検討を要望した事項について以下に記述するので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

なお、個別事項は全て監査実施時点のものであるため、各所属長通知後、対応・改善等が行われたものについても記述している。

## 【個別事項】

## (1) 地域振興課

ア 令和5年度の行政財産の目的外使用許可において、使用料算定は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例別表に基づき計算すべきところ、公有財産規則第23条による「貸付する場合」に係る規定を準用し算定していた。使用許可による使用料と貸付による貸付料とで、積算率が異なるので、内容を整理すること。

イ 行政財産の目的外使用料については、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例別表の備考11により、10円未満の端数の切上げ処理を規定しているが、切上げ処理がもれている事案や計算途中において、複数回切上げしていた事案が見受けられたので、適切に事務処理すること。

ウ 行政財産の賃貸借料の徴収において、納入通知書の納期限の設定もれや滞納繰越調定の際に、納期限を再設定したことにより、延滞金を徴収できない月が見受けられた。適切な事務処理を徹底すること。

別紙

定期監査報告書  
(鹿島台総合支所)

1 監査の実施期間等

| 監査日程                      |    | 監査対象課等  | 摘要   |
|---------------------------|----|---|------|
| 令和5年<br>10月4日(水)<br>5日(木) | 2日 | 鹿島台総合支所<br>地域振興課<br>(選挙管理委員会事務局鹿島台支局、<br>農業委員会事務局鹿島台事務所を含む) | 書類監査 |
| 10月6日(金)                  | 1日 | 鹿島台総合支所<br>市民福祉課<br>(会計課分室を含む)                              | 書類監査 |

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、このほか事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めたので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

別紙

定期監査報告書  
(岩出山総合支所)

1 監査の実施期間等

| 監査日程                        |    | 監査対象課等   | 摘要   |
|-----------------------------|----|--|------|
| 令和5年<br>10月25日(水)<br>26日(木) | 2日 | 岩出山総合支所 地域振興課<br>(選挙管理委員会事務局岩出山支局、農業委員会事務局岩出山事務所を含む) | 書類監査 |
| 10月24日(火)                   | 1日 | 岩出山総合支所 市民福祉課<br>(会計課分室を含む)                          | 書類監査 |

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めており、また、一部改善又は検討を要望した事項について以下に記述するので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

なお、個別事項は全て監査実施時点のものであるため、各所属長通知後、対応・改善等が行われたものについても記述している。

【個別事項】

(1) 地域振興課

行政財産の目的外使用許可において、建物その他の施設利用に伴う土地の使用に係る使用料算定は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例別表・建物(2)に基づき建物価額の10%及び備考8イの規定に基づき土地価額の4%に相当する額に、それぞれ消費税率を乗じて得た額を加えた額で計算すべきところ、消費税相当額を加えずに算出していた。適正な事務処理に改めるとともに、使用料の差額について、適切に処理すること。

## 別紙

# 定期監査報告書 (鳴子総合支所)

## 1 監査の実施期間等

| 監査日程                        |    | 監査対象課等  | 摘要   |
|-----------------------------|----|---|------|
| 令和5年<br>10月17日(火)<br>18日(水) | 2日 | 鳴子総合支所 地域振興課<br>(選挙管理委員会事務局鳴子支局、農業委員会事務局鳴子事務所を含む) | 書類監査 |
| 10月13日(金)                   | 1日 | 鳴子総合支所 市民福祉課<br>(会計課分室を含む)                        | 書類監査 |

## 2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めてている。また、一部改善又は検討を要望した事項について以下に記述するので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

なお、個別事項は全て監査実施時点のものであるため、各所属長通知後、対応・改善等が行われたものについても記述している。

### 【個別事項】

#### (1) 地域振興課

ア 普通財産貸付料の算定において、貸付物件の数量の端数計算及び貸付期間の計算等については、公有財産事務取扱要領第31条第3号で、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例別表の備考の例によると規定されている。同表備考1により面積が1m<sup>2</sup>に満たない場合の端数の切り上げ、備考3により貸付期間が月の中途からである場合の月割り及び日割計算をそれぞれ適用すべきであったが、これらの算定がもれていた。適正な事務処理に改めるとともに、使用料の差額について、適切に処理すること。

イ 行政財産の目的外使用許可において、土地の使用料算定は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例別表の規定に基づき、土地価額の4%に相当する額で計算すべきところ、消費税相当額を加えた率で算出していた。適正な事務処理に改めるとともに、使用料の差額について、適切に処理すること。

また、申請が行政財産借受申請書、貸付料減免申請書で提出されているが、行政財産使用許可で決定していた事案が複数見受けられた。申請行為に対して決定した内容が合致していないので、内容を整理すること。

ウ 源泉管理用温泉ポンプの購入や融雪施設維持管理業務の委託において、複数に分けて発注し、少額随意契約により執行していたが、同一起案日による執行、同一事業者による見積決定などが見受けられた。少額随意契約できる範囲内に発注を分割し、競争入札を回避したと捉えかねないので、改善すること。

別紙

定期監査報告書  
(田尻総合支所)

1 監査の実施期間等

| 監査日程                      |    | 監査対象課等  | 摘要   |
|---------------------------|----|---|------|
| 令和5年<br>11月1日(水)<br>2日(木) | 2日 | 田尻総合支所 地域振興課<br>(選挙管理委員会事務局田尻支局、農業委員会事務局田尻事務所を含む) | 書類監査 |
| 10月30日(月)                 | 1日 | 田尻総合支所 市民福祉課<br>(会計課分室を含む)                        | 書類監査 |

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めており、また、一部改善又は検討を要望した事項について以下に記述するので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

なお、個別事項は全て監査実施時点のものであるため、各所属長通知後、対応・改善等が行われたものについても記述している。

【個別事項】

(1) 地域振興課

ア 市道舗装修繕業務において、その1、その2に分割し、単価契約で指示書により業務を行っており事案が見受けられたが、これを合計した場合の金額は253万円であった。また、準用河川浚渫業務においても、その1からその4まで分割し、指示書により業務を指示していたが、合計金額は、362万8,900円となっていた。これらは、いずれも関連業務と思われたが、合理的な理由もなく発注を分割し、競争入札を回避したと捉えかねられないで、改善すること。

イ 加護坊山四季彩館の屋根等修繕工事及びとんがりぼうし棟ウッドデッキ修繕工事について、業務を分けて発注し、少額随意契約により執行していたが、同一起案日による執行、同一事業者による見積決定などが見受けられ、少額随意契約できる範囲内に発注を分割し、競争入札を回避したと捉えかねられないで、改善すること。

(2) 市民福祉課

行政財産の目的外使用許可において、土地の使用料算定は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例別表の規定に基づき、土地価額の4%に相当する額で計算すべきところ、消費税相当額を加えた率で算出していた。適正な事務処理に改めるとともに、使用料の差額について、適切に処理すること。

別紙

定期監査報告書  
(総務部)

1 監査の実施期間等

| 監査日程             |    | 監査対象課等  | 摘要   |
|------------------|----|---|------|
| 令和5年<br>11月7日(火) | 午前 | 総務部 総務課<br>(選挙管理委員会事務局、固定資産評価<br>審査委員会事務局を含む) | 書類監査 |
|                  | 午後 | 総務部 人財育成課                                     | 書類監査 |
| 11月8日(水)         | 午前 | 総務部 秘書広報課                                     | 書類監査 |
|                  | 午後 | 総務部 納税課                                       | 書類監査 |
| 11月9日(木)         | 1日 | 総務部 財政課                                       | 書類監査 |
| 11月14日(火)        | 1日 | 総務部 税務課                                       | 書類監査 |
| 11月15日(水)        | 1日 | 総務部 防災安全課                                     | 書類監査 |

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めており、また、一部改善又は検討を要望した事項について以下に記述するので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

なお、個別事項は全て監査実施時点のものであるため、各所属長通知後、対応・改善等が行われたものについても記述している。

【個別事項】

(1) 財政課

普通財産の貸付において、使用期間が1月に満たない場合の土地の貸付料算定は、公有財産規則第25条第1項第1号の規定に基づき、土地価額の5.4%に相当する額に消費税率を乗じて得た額を加えた額で計算すべきところ、消費税相当額を加えず算出していた。適正な事務処理に改めるとともに、使用料の差額について、適切に処理すること。

(2) 税務課

令和5年3月分料金後納郵便利用代の支払期限が令和5年4月28日であるところ、事務処理が遅延したため、162円の延滞利息の支払が生じていた。課内での確認体制を強化するなどの再発防止策を講じること。

別紙

定期監査報告書  
(会計管理者)

1 監査の実施期間等

| 監査日程              |    | 監査対象課等 |            | 摘要   |
|-------------------|----|--------|------------|------|
| 令和5年<br>11月16日(木) | 午前 | 会計管理者  | 会計課<br>検査課 | 書類監査 |

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、このほか事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めたので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

別紙

定期監査報告書  
(市民協働推進部)

1 監査の実施期間等

| 監査日程              |    | 監査対象課等           | 摘要   |
|-------------------|----|------------------|------|
| 令和5年<br>11月21日(火) | 午前 | 市民協働推進部 政策課      | 書類監査 |
| 11月22日(水)         | 午前 | 市民協働推進部 行政管理課    | 書類監査 |
| 11月27日(月)         | 1日 | 市民協働推進部 まちづくり推進課 | 書類監査 |
| 11月28日(火)         | 1日 | 市民協働推進部 環境保全課    | 書類監査 |
| 11月30日(木)         | 1日 | 市民協働推進部 デジタル戦略課  | 書類監査 |

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めていた。また、一部改善又は検討を要望した事項について以下に記述するので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

なお、個別事項は全て監査実施時点のものであるため、各所属長通知後、対応・改善等が行われたものについても記述している。

【個別事項】

(1) 環境保全課

浄化槽に係る台帳整備等業務委託において、台帳更新作業やデータ入力作業など、業務を複数に分けて発注し、少額随意契約により執行していたが、同一起案日による執行で、いずれも1者特命随意契約としていた。少額随意契約できる範囲内に発注を分割し、競争入札を回避したと捉えかねないので、改善すること。

別紙

定期監査報告書  
(議会事務局)

1 監査の実施期間等

| 監査日程              |    | 監査対象課等 | 摘要   |
|-------------------|----|--------|------|
| 令和5年<br>11月16日(木) | 午後 | 議会事務局  | 書類監査 |

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、このほか事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めたので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

## 別紙

定期監査報告書  
(教育委員会)

## 1 監査の実施期間等

| 監査日程             |    | 監査対象課等   | 摘要   |
|------------------|----|--|------|
| 令和5年<br>12月5日(火) | 午前 | 教育委員会<br>鹿島台小学校<br>鹿島台第一幼稚園                                  | 書類監査 |
|                  | 午後 | 教育委員会<br>松山小学校<br>松山中学校                                      | 書類監査 |
| 12月6日(水)         | 午前 | 教育委員会<br>古川第一小学校<br>古川第二小学校<br>古川第三小学校<br>古川第四小学校<br>古川第五小学校 | 書類監査 |
|                  | 午後 | 教育委員会<br>敷玉小学校<br>下伊場野小学校<br>三本木小学校<br>三本木中学校                | 書類監査 |

## 2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めており、また、一部改善又は検討を要望した事項について以下に記述するので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

なお、個別事項は全て監査実施時点のものであるため、各所属長通知後、対応・改善等が行われたものについても記述している。

## 【個別事項】

市内中学校において、ガス使用代金の支払処理が遅れたことにより、延滞利息の支払が生じていた。事務処理について、再発防止策を講じること。

また、遅延加算金は、21節補償、補填及び賠償金から支出していたが、教育委員会事案決裁規程別表第1(第5条関係)別紙で、同節の支出負担行為は教育部長の専決事項と規定されているところ、学校長の決裁で処理していたので、同規程にのっとり適切な決裁区分で処理すること。

## 別紙

定期監査報告書  
(選挙管理委員会)

## 1 監査の実施期間等

| 監査日程                       |    | 監査対象課等          | 摘要   |
|----------------------------|----|-----------------|------|
| 令和5年<br>9月19日(火)<br>20日(水) | 2日 | 選挙管理委員会事務局松山支局  | 書類監査 |
| 10月11日(水)<br>12日(木)        | 2日 | 選挙管理委員会事務局三本木支局 | 書類監査 |
| 10月4日(水)<br>5日(木)          | 2日 | 選挙管理委員会事務局鹿島台支局 | 書類監査 |
| 10月25日(水)<br>26日(木)        | 2日 | 選挙管理委員会事務局岩出山支局 | 書類監査 |
| 10月17日(火)<br>18日(水)        | 2日 | 選挙管理委員会事務局鳴子支局  | 書類監査 |
| 11月1日(水)<br>2日(木)          | 2日 | 選挙管理委員会事務局田尻支局  | 書類監査 |
| 11月7日(火)                   | 午前 | 選挙管理委員会事務局      | 書類監査 |

## 2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、このほか事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めたので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

別紙

定期監査報告書  
(固定資産評価審査委員会)

1 監査の実施期間等

| 監査日程             |    | 監査対象課等         | 摘要   |
|------------------|----|----------------|------|
| 令和5年<br>11月7日(火) | 午前 | 固定資産評価審査委員会事務局 | 書類監査 |

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、このほか事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途所属長に通知し補完等を求めたので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

別紙

定期監査報告書  
(農業委員会)

1 監査の実施期間等

| 監査日程                       |    | 監査対象課等         | 摘要   |
|----------------------------|----|----------------|------|
| 令和5年<br>9月19日(火)<br>20日(水) | 2日 | 農業委員会事務局松山事務所  | 書類監査 |
| 10月11日(水)<br>12日(木)        | 2日 | 農業委員会事務局三本木事務所 | 書類監査 |
| 10月4日(水)<br>5日(木)          | 2日 | 農業委員会事務局鹿島台事務所 | 書類監査 |
| 10月25日(水)<br>26日(木)        | 2日 | 農業委員会事務局岩出山事務所 | 書類監査 |
| 10月17日(火)<br>18日(水)        | 2日 | 農業委員会事務局鳴子事務所  | 書類監査 |
| 11月1日(水)<br>2日(木)          | 2日 | 農業委員会事務局田尻事務所  | 書類監査 |

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、このほか事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めたので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。